② 施工体制評価点及び加算点　下記㋐～㋒の評価項目毎に評価を行い、施工体制評価点及び加算点を付与する。（入札説明書参照）
㋐ 施工体制の評価（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）
㋑ 技術提案の評価（技術提案に係る施工計画）
㋒ 企業の基礎評価（工事成績評定の最低点）

⑶ 加算点の減点措置　調査基準価格を下回った価格で入札した場合、企業基礎評価として当該工事の加算点を減点する。（入札説明書参照）

⑷ 配置予定技術者の技術力等に関するヒアリングを、入札説明書に示す対象者に対して実施する。（入札説明書参照）

⑸ 施工体制確認のためのヒアリングの実施
技術提案に係る施工計画等（施工体制の確認に係る部分に限る。）のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある。（入札説明書参照）

⑹ 上記３⑴の定める所により算出された評価値の最も高い者が２人以上あるときは、くじを引き落札者を決定する。

⑺ 技術資料に基づく施工
① 実際の施工に際しては、競争参加資格確認通知書に併せて通知する技術提案に係る施工計画の可否及び評価結果に基づき、施工計画書の作成及び実施工を行うものとする。
受注者の責により、可否及び評価結果において「加算点の付与の対象とする」とされた技術提案に基づく施工が行われない場合は、以下の措置を行うものとする。
・請負工事成績評定を減点する。
・違約金を徴収する。（入札説明書参照）
② 受注者の責によらない場合とは、発注者の事情による設計条件の変更、災害またはその他特別な事情がある場合等のことをいい、発注者と受注者の協議により決定する。
③ 技術提案を適正と認めることにより、設計図書において施工方法等を指定しない部分の工事に関する建設業者の責任が軽減されるものではない。
④ 技術提案については、その後の工事においてその内容が一般的に使用されている状態になった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りではない。

４ 入札手続等
⑴ 担当部局　北陸地方整備局総務部経理調達課調達係　〒950―8801 新潟市中央区美咲町１－１－１新潟美咲合同庁舎１号館　電話025―370―6650
⑵ 入札説明書及び特記仕様書の配付期間　入札説明書及び特記仕様書は、北陸地方整備局ホームページ「入札情報サービス（ＰＡＳ）」（以下「ＨＰアドレス」という。）からダウンロードすることにより配付する。
① ＨＰアドレス：http://www.pas.ysk.nilim.go.jp/
② 配付期間：入札説明書　平成23年５月17日から平成23年７月12日まで
特記仕様書　平成23年５月17日から平成23年７月12日まで
⑶ 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法
電子入札システムにより提出する場合は、平成23年５月18日から平成23年６月10日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日９時00分から16時00分、並びに平成23年６月13日の９時00分から12時00分までに行うこと。なお、申請書及び資料が３ＭＢを超える場合の提出方法等については、入札説明書による。また、発注者の承諾を得て持参する場合は、平成23年５月18日から平成23年６月10日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日９時00分から16時00分、並びに平成23年６月13日の９時00分から12時00分までに上記４⑴の担当部局に持参すること。
⑷ 入札書の受領期限、場所及び方法　入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙により持参又は郵送すること。
① 電子入札システムによる入札締切は、平成23年７月12日12時00分
② 紙により持参の場合には、平成23年７月12日12時00分までに、上記４⑴の担当部局に持参すること。
③ 郵便による場合には、平成23年７月12日12時00分までに、上記４⑴の担当部局に必着のこと。
⑸ 開札の日時及び場所　平成23年７月13日13時30分　北陸地方整備局入札室

５ その他
⑴ 手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
⑵ 入札保証金及び契約保証金
① 入札保証金　免除。
② 契約保証金　納付。ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。
⑶ 入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
⑷ 落札者の決定方法　入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、上記３⑴の定める所により算出された評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値の最も高い者を落札者とすることがある。
⑸ 契約締結後の技術提案　契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額の低減を可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が採用された場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細は特記仕様書等による。
⑹ 配置予定監理技術者の確認　落札者決定後、工事実績情報システム等により配置予定の主任技術者又は監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差し替えは認められない。
⑺ 専任の主任技術者又は監理技術者の配置が義務づけられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、主任技術者又は監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求める。（入札説明書参照）
⑻ 手続における交渉の有無　無
⑼ 当該工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約し、工事成績評定が60点未満となった場合は、工事成績評定通知書の通知日から１年間、国土交通省北陸地方整備局（港湾空港関係）が発注する工事の入札参加を認めない。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものを対象とする。）
⑽ 当該工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約し、工事成績評定が65点未満となった場合は、工事成績評定通知書の通知日から２年間、国土交通省北陸地方整備局（港湾空港関係）が発注する工事において、総合評価の加算点を５点減ずる。
なお、工事成績評定が60点未満となった場合は、上記５⑼が優先される。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものを対象とする。）
⑾ 契約書作成の要否　要
⑿ 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無
⒀ 関連情報を入手するための照会窓口　上記４⑴に同じ。
⒁ 一般競争参加資格の決定を受けていない者の参加　上記２⑵に掲げる一般競争参加資格の決定を受けていない者も上記４⑶により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の決定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
⒂ 落札者の決定にあたり、入札額が予決令第86条で規定する調査（低入札価格調査）に該当した場合は、契約締結の際の契約保証金の額を請負代金額の10分の３以上とする。
⒃ 予決令第86条に規定する調査（低入札価格調査）を受けた者との契約については、前払金の割合を請負代金額の10分の２以内とする。なお、当措置の対象となった場合においても、工事が進捗した場合の中間前金払及び部分払の請求を妨げるものではない。